

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第5条第2項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間：2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：